

# 令和6年度 土木交通部建設工事における 総合評価方式の運用ガイドラインの改訂について

滋賀県土木交通部技術管理課

## 総合評価方式の運用ガイドライン改訂概要

1. 総合評価タイプ選定表の見直し
2. モデル工事の追加
  - ① 若手・女性チャレンジモデル工事
  - ② 週休2日+αチャレンジモデル工事
3. 技術提案の着目点数の見直し
4. 評価項目の見直し
  - ① 配置予定技術者等の資格の評価対象に『国土交通省登録資格』を追加
  - ② CCUS活用工事の評価要件を見直し
  - ③ 「防災協定の締結および重機保有」等評価項目の設定対象を見直し
  - ④ 主観点数の計算方法を変更（上記③の変更に伴う変更）
  - ⑤ 独自評価項目として、国土交通省による表彰等の受賞等の評価を追加

# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## 【総合評価タイプ選定表（舗装以外工事）の見直し】

### ① 価格競争選択可範囲の見直し

- ・工事特性等から**難易度Ⅲ**となる工事は、**総合評価**とする。
- ・**難易度Ⅰ,Ⅱ**の工事は、**7千万円以上2.0億円未満**の範囲で**価格競争選択可**とする。

### ② WTO標準型となる基準価格の見直し

- ・特定調達契約に係る総務大臣の定める区分および額の通知に基づき、基準額を**27.2億**に変更する。

R5 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型			高度技術提案型
22.8億円以上	WTO標準型			高度技術提案型
10億円以上	標準型 II型A・B	標準型 I型		※1
5億円以上	簡易型A・B (暫定)	標準型 II型A・B (暫定)		
3億円以上	特別簡易型 I型A・B (暫定)	簡易型 A・B (暫定)	標準型 II型A・B	※2
2億円以上	特別簡易型 II型A・B	特別簡易型 I型A・B (暫定)	簡易型 A・B	
1.2億円以上	※3 価格競争選択可 特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B	
7千万円以上	特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B	
2.5千万円以上	※4 価格競争による			
	I	II	III	IV
	V以上 (工事難易度)			

② 基準価格の見直し

R6 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型			高度技術提案型
27.2億円以上	WTO標準型			高度技術提案型
10億円以上	標準型 II型A・B	標準型 I型		※1
5億円以上	簡易型A・B	標準型 II型A・B		
3億円以上	特別簡易型 I型A・B	簡易型 A・B	標準型 II型A・B	※2
2億円以上	特別簡易型 II型A・B	特別簡易型 I型A・B	簡易型 A・B	
1.2億円以上	※3 価格競争選択可 特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B	
7千万円以上	特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B	
2.5千万円以上	※4 価格競争による			
	I	II	III	IV
	V以上 (工事難易度)			

① 価格競争選択可から  
総合評価に見直し

# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## 【総合評価タイプ選定表（舗装工事）の見直し】

### ① 価格競争選択可範囲の見直し

- ・ 工事特性等から難易度Ⅲとなる工事は、総合評価とする。
- ・ 難易度Ⅰ,Ⅱの工事は、2.5千万円以上5千万円未満の範囲で価格競争選択可とする。

### ② WTO標準型となる基準価格の見直し

- ・ 特定調達契約に係る総務大臣の定める区分および額の通知に基づき、基準額を27.2億に変更する。

R5 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型			高度技術提案型
22.8億円以上	標準型Ⅱ型A, B			標準型Ⅰ型
5億円以上	簡易型A, B	標準型Ⅱ型A, B		
3億円以上		簡易型A, B		
2億円以上	特別簡易型Ⅱ型A, B	特別簡易型Ⅰ型A, B		
5千万円以上	※1 価格競争選択可 特別簡易型Ⅱ型A 特別簡易型Ⅰ型A		特別簡易型Ⅰ型A	
2.5千万円以上	※2 価格競争による			
1千万円以上	I	II	III	IV
	V以上 (工事難易度)			

② 基準価格の見直し

R6 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型			高度技術提案型
27.2億円以上	標準型Ⅱ型A, B			標準型Ⅰ型
5億円以上	簡易型A, B	標準型Ⅱ型A, B		
3億円以上		簡易型A, B		
2億円以上	特別簡易型Ⅱ型A, B	特別簡易型Ⅰ型A, B		
5千万円以上	※1 価格競争選択可 特別簡易型Ⅱ型A 特別簡易型Ⅰ型A		特別簡易型Ⅰ型A	
2.5千万円以上	※2 価格競争による			
1千万円以上	I	II	III	IV
	V以上 (工事難易度)			

① 価格競争選択可から総合評価に見直し

## 【モデル工事の追加】

### ① 若手・女性チャレンジモデル工事〔新規〕

若手(40歳以下)および女性技術者の育成のため、実績や表彰の有無は問わず若手\*または女性技術者を監理技術者等として配置することを評価する。

### ② 週休2日+αチャレンジモデル工事〔新規〕

土日に加え、祝日も休暇日とする週休2日+αに取り組むことを評価する。

## 【従来のモデル工事（継続）】

### ● 地域の担い手育成型モデル工事〔継続〕

各地域の建設産業の活性化や担い手育成のため、主たる営業所の所在地を高く評価する。

### ● 受注機会促進型モデル工事〔継続〕

地域間で均衡の取れた建設産業の発展のため、手持ち工事量を評価する。

### ● CO2削減取組評価型モデル工事〔継続〕

CO2削減の取組推進のため、低炭素型建設機械の使用を評価する。

# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## ① 若手・女性チャレンジモデル工事〔新規〕

若手(40歳以下)および女性技術者の育成のため、  
実績や表彰の有無は問わず若手\*または女性技術者を監理技術者等として配置することを評価する。

※若手とは、入札公告の属する年度の4月1日において40歳以下の者

## ● 「配置予定技術者の実績」「配置予定技術者等の資格」の評価項目なし

建設産業において、若手や女性の技術者を育成し、持続可能な建設産業とするため、監理技術者等として、若手または女性の技術者を配置する場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。

なお、途中交代は原則認めない。

監理技術者等には、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

### <評価の区分および評価点>

区 分		評価点
若手または女性の技術者を	監理技術者等として配置しない	0点
若手または女性の技術者を	監理技術者等として配置する	2.0点

## ② 週休2日+αチャレンジモデル工事〔新規〕

●土日に加え、祝日も休暇日とする週休2日+αに取り組むことを評価する。

建設産業において、ワークライフバランスを促進し、担い手確保に繋げるため、(土木工事版) 週休2日取組指定型工事実施要領に基づく毎週「土日」を休みとする完全週休2日に加え、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）により定められた「国民の祝日」に現場閉所を行ったと認められる状態する場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。

ただし、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合、緊急時、その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき作業を行う場合等は除く。

なお、祝日を休暇日とすることによる追加費用は、受注者の負担とする。

### <評価の区分および評価点>

区 分	評価点
週休2日+αに取り組まない	0点
週休2日+αに取り組む	2.0点

## 【技術提案の着目点数の見直し】

- ・受発注者の事務負担軽減、業務の効率化、オーバースペック対策として、標準型Ⅰ型および標準型Ⅱ型A、標準型Ⅱ型Bの技術提案における**着目点数**を工事の内容、施工時における留意事項等に応じて個別設定することに変更。

### ●技術提案の設定概要（総合評価タイプ別）

	WTO 標準型	標準型Ⅰ型	標準型Ⅱ型 A/B	簡易型 A・B
着目点数	個別設定	<u>個別設定 4～6 項目</u> ⇒個別設定 3～4 項目	<u>3 項目</u> ⇒個別設定 2～3 項目	1 項目
配点	40～50 点	24 点	12 点	4 点
提案数	個別設定	個別設定	2	2

なお、着目設定の視点については変更なし。下記の3つの視点から設定する。

【施工管理】 施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案

【目的物の品質】 工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案

【施工上の課題】 工事施工において配慮すべき事項（施工計画に限定も可）に関する提案



# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## 【評価項目の見直し】

### ① 配置予定技術者等の資格【変更】評価対象資格の追加

技術者の育成および技術力向上の意欲を高めるため、**橋梁修繕工事**および**橋梁耐震補強工事等**において、監理技術者等に『**国土交通省登録資格**』の保有者を配置する場合に評価する。

#### <対象資格>

- ・ **公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿に登録済み資格**
- ・ **国土交通省hpにて確認可能**

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)

- ・ 評価対象資格は限定せず、入札説明書（別紙-1）で指定する「部門」および「施設分野」に該当する資格であれば評価する。
- ・ 部門は『**道路**』とし、施設分野は、**橋梁（鋼橋）**、**橋梁（コンクリート橋）**から工事内容に応じて設定する。

（参考）対象資格例：橋梁点検技術者、コンクリート診断士

#### <評価の区分および評価点>

区 分	評価点
配置予定技術者等が有資格者でない	0 点
配置予定技術者等が有資格者である	0.5 点

# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## 【評価項目の見直し】

### ② CCUS活用工事【変更】評価要件の見直し

- 現場代理人・監理技術者等を除く建設技能者3名以上が  
工事期間における就業日数の90%以上就業履歴を蓄積する場合に評価する。

建設技能者の適切な能力評価と処遇改善、現場管理の効率化を図るため、監理技術者等および現場代理人を除く3名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価する。継続利用とは、工事期間における就業日数の90%以上（例：就業日数が60日の場合は、54日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、3名以上の建設技能者それぞれが90%以上を達成することを要件とする。

なお、技能者がCCUSのカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とする。建設技能者は、元請け下請けを問わないこととする。

例) 建設技能者A	就業日数60日	60日の履歴蓄積(100%)	} 1人未達成⇒ <u>不履行</u> と判断 成績評定で減点措置
建設技能者B	就業日数30日	28日の履歴蓄積(93%)	
建設技能者C	就業日数45日	40日の履歴蓄積( <u>88%</u> )	

### <評価の区分および評価点>

区 分	評価点
3名以上の建設技能者が継続利用しない	0点
3名以上の建設技能者が継続利用する	0.5点

# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## 【評価項目の見直し】

### ③ 「防災協定の締結および重機保有」等評価項目の設定対象を見直し

- ・受発注者の事務負担軽減を図るため、「防災協定の締結および重機保有」と「建防災への加入および活動実績」は地域の担い手育成型モデル工事のみに設定

R5対象工事：標準型Ⅱ型A、簡易型A、特別簡易型Ⅰ型A、特別簡易型Ⅱ型A  
地域の担い手育成型モデル、受注機会促進型モデル、CO2削減取り組み評価型モデル

R6対象工事：地域の担い手育成型モデル

※ “防災協定の締結”は、主観点数の評価項目により評価を継続する。

### ④ 主観点数の計算方法を変更（上記見直しに伴う変更）

（簡易型A、特別簡易型Ⅰ型A、特別簡易型Ⅱ型の場合）

主観点数から「除雪作業等の受託実績」の点数のみを控除した点で評価する。

R5計算方法：『主観点数』－（防災協定の締結）－（除雪作業等の受託実績）

R6計算方法：『主観点数』－（除雪作業等の受託実績）

※ 具体的な計算方法は次ページのとおり

# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## 主観点数の確認方法

〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 様

電子入札システム整理番号：

滋 監 第 273 号  
令和6年(2024年)4月1日

滋賀県知事 三日月 大造  
(公印省略)

令和06年度競争入札参加資格審査結果について (通知)

あなたから提出のあった建設工事に係る競争入札参加審査申請書を審査した結果、  
下記の通り総合点数等を決定したので通知します。

発注工事の業種が対象です

参加業種	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
総合点数			
客観点数			
主観点数	260		
(内訳)			
工事成績	110		
表彰歴	20		
VE提案	0		
ISO9001	8		
ISO14001・エコ	8		
美知メセナ・淡海エコ	10		
高齢者雇用	10		
障害者雇用関連			
次世代育成	16		
防災協定	5		
消防団	10		
地域貢献	10		
除雪	10		
コンプライアンス	5		
保護観察			
女性雇用	10		
入札参加停止	0		
コンプラ減	0		
不誠実	0		

記

主観点数の対象外

総合評価の評価対象となる主観点数は、  
主観点数の合計から「除雪」を差し引いた点数になります。  
上記の場合、主観点数=260点-10点=250点

## 主観点数の計算方法

令和6年4月1日付け滋監第273号  
令和6年度競争参加資格結果について (通知)  
の「主観点数」から「除雪」を引いた点数

# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## 【評価項目の見直し】

### ⑤ 独自評価項目〔新規〕

企業の技術力向上の取組推進のため、国土交通省による表彰等の受賞等を評価。

- ・ **工事成績優秀企業者（プラチナまたはゴールドカード※）** は、過去1過年度＋当該年度を評価対象とする。

※ゴールドカードは、過去2年に完了した直轄工事3件以上で平均80点、プラチナカードは同条件で平均83点

- ・ **国土交通行政関係功労者優良工事等施工者表彰（局長表彰、事務所長表彰）** は、過去2か年度＋当該年度の表彰を対象とする。

- ・ **インフラDX大賞** は、過去2か年度＋当該年度の表彰を対象とし、国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞等全ての表彰を対象とする。  
なお、近畿インフラDX大賞は評価対象外とする。

- 難易度Ⅲ以上の工事において、工事内容に応じて設定する。

## <評価の区分および評価点>

区 分	評価点
設定項目に対して 評価できない場合	0 点
設定項目に対して 評価できる場合	0.5 点

# 令和6年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

## 【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る総合評価方式の運用の廃止】

令和6年4月1日以降、の運用を廃止します。

### ③企業の実績

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応として一時中止等を行ったことによる工期延長(以下、「一時中止等による工期延長」)により引渡し日が入札公告日の前日以降となった工事については、引渡しが完了したものとみなし、実績として評価する
- ・評価点は、『工事成績評定「75点以上、80点未満」』1.0点の配点とする

### ⑥ICTの取組実績

- ・一時中止等による工期延長により引渡し日が入札公告日の前日以降となった工事については、引渡しが完了したものとみなし、実績として評価する

### ⑦配置予定技術者 CPD ⇒令和6年4月1日以降は基準日が10月1日となります

- ・評価基準日(申請するCPD取得期間の最終日)を入札公告年度の前年度の4月1日から技術提案書の提出締切日までとし、前年度の10月1日からとしていた対象期間を6か月緩和する

### ⑧配置予定技術者の実績

- ・一時中止等による工期延長により引渡し日が入札公告日の前日以降となった工事については、引渡しが完了したものとみなし、実績として評価する
- ・評価点は、「工事成績評定「75点以上、80点未満」」0.5点の配点とする

### ⑪週休2日工事の取組実績

- ・一時中止等による工期延長により引渡し日が入札公告日の前日以降となった工事については、引渡しが完了したものとみなし、実績として評価する

### ⑭手持ち工事量

- ・一時中止等による工期延長により完了検査が入札公告日以降となった工事については、完了検査を終えたものとみなし、手持ち工事件数とはみなさない